

令和8年度 市・県民税申告書の書き方

表

令和8年度 市・県民税申告書

（昭和）下関市長 令和 年 月 日提出

1月1日現在の住所

現住所

住所・氏名・生年月日・電話番号を記入

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 収入金額（収入の記入欄）

2 所得金額（所得の記入欄）

4 所得から差し引かれる金額（控除の記入欄）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（控除内訳を記入）

令和8年度 市・県民税の申告について

※注意！※

左ページの1欄から4欄までに記入した金額が申告額となります。必要項目の記入忘れにご注意ください。

郵送で申告される場合は、記入漏れがあると、控除等が受けられないことがあります。

なお、郵送の際は、申告書表面に記載の書類を同封してください。

申告書の提出期限は、収入の有無にかかわらず、令和8年3月16日（月）です。

表

1 収入金額（収入の記入欄）

該当する所得がある場合は、「1 収入金額」欄に所得の種類毎に合計金額を記入します。
事業所得（営業等・農業）、不動産所得のある方は、営業帳簿等から申告書裏面の所得の内訳書を作成してください。
給与所得と公的年金所得については、源泉徴収票の添付があれば裏面の記入は不要です。

2 所得金額（所得の記入欄）

「2 所得金額」欄に、収入から必要経費を差し引いた金額を記入します。
給与所得と公的年金所得については、裏面の計算式によって求めた金額を記入します。
雑所得（合計）欄⑩は、公的年金所得⑦と業務に係る所得⑧（ク欄から業務に係る必要経費を差し引いた金額）及び個人年金等の所得額⑨（ケ欄から掛金等の必要経費を差し引いた金額）の合計金額を記入します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（控除内訳を記入）

【社会保険料控除⑬】
社会保険料の種類（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）と1年間の支払金額を記入します。
【生命保険料控除⑮・地震保険料控除⑯】（裏面に計算方法の説明有）
種類毎に1年間に支払った掛金の合計額を記入します。ご家族分を負担している場合は合算することができます。
【寡婦⑰・ひとり親⑱・勤労学生⑲・障害者⑳・扶養控除㉓】（裏面に控除金額の説明有）
複数の方が、同一人物を被扶養者として申告することはできませんので、重複しないようご注意ください。
（例）父母が同じ子を扶養にすることはできません。
【配偶者（特別）控除㉑～㉔】（裏面に控除金額の説明有）
配偶者を扶養する場合に記入します。
配偶者の所得が58万円を超え133万円以下の場合は配偶者の合計所得金額欄に所得の金額を記入してください。
【特定親族特別控除㉕】（裏面に控除金額の説明有）
生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の所得が58万円を超え123万円以下の場合は、控除額を記入してください。
【16歳未満の扶養親族】
扶養控除の対象にはなりませんが、市・県民税の非課税判定に影響が出る場合があります。
また、障害者控除を受けることはできますので、対象者がある場合は忘れずに記入してください。
【基礎控除㉖】（裏面に控除金額の説明有）
合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超えると適用されません。

【医療費控除㉗】
1年間に支払った医療費等と保険金などで補てんされる金額^{※1}を記入してください。
※1 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引きます。
引き切れない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
「4 所得から差し引かれる金額」には、以下の④または⑥の計算の結果を医療費控除欄㉗に記入してください。
（いずれか一方を選択してください。④は最高200万円⑥は最高88,000円）
⑤を選択した場合は、㉗の区分欄に「1」と記入してください。
④支払った医療費－保険金などで補てんされる金額－所得の合計金額(⑩)×5%(10万円を超えときは10万円)
⑤スイッチOTC医薬品購入費^{※2}－保険金などで補てんされる金額－12,000円
④の申告には医療費控除の明細書^{※3}を、⑤の申告にはセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。（領収書は提出不可です。5年間保管が必要です。）また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、一定の取組^{※4}を行う必要があります。

※2 スイッチOTC医薬品購入費・・・医師によって処方される医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費。レシートの商品名にマーク（★等）とともにセルフメディケーション税制対象商品である旨の記載があります。
※3 領収書をもとにご自身で作成した明細書を添付する必要があります。（領収書の提出による控除の申告はできません。）明細書の様式は問いません。参考の様式を下関市HPにて掲載しております（HPにて『医療費控除の明細書』で検索）。
※4 一定の取組・・・保険者（健康保険組合・市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）、市町村が健康増進事業として行う健康診査、インフルエンザ等の予防接種、勤務先での定期健康診断、特定健康診査、特定保健指導、市町村が実施するがん検診のうち、いずれかを受けていること（1つで可）。

4 所得から差し引かれる金額（控除の記入欄）

左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入した内容から、裏面の計算式によって算出した控除金額を、「4 所得から差し引かれる金額」に記入します。（保険料等の支払証明書など、支払額が確認できる書類の添付が必要です。）

※ 収入がなかったことを申告する場合
申告書表面の左下「収入無」欄に ☒ を記入します。

裏

申告書 裏

6 給与所得の内訳

7 事業・不動産所得に関する事項

8 所得から差し引かれる金額（控除の記入欄）

9 所得から差し引かれる金額（控除の記入欄）

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

11 事業専従者に関する事項

12 別居の扶養親族に関する事項

13 事業税に関する事項

14 寄附金に関する事項

15 所得金額調整控除に関する事項

16 ひとり親・寡婦（非課税範囲の認定）に関する事項

17 家族数等に関する事項

事業所得の内訳書

農業所得の内訳書

不動産所得の内訳書

給与の源泉徴収票の添付ができない場合は、この欄に内訳を記入します。

個人年金及び業務に係る収入がある場合記入します。

事業所得がある場合に内訳を記入します。

収入の合計を表面の収入欄に、収入の合計から必要経費の合計を差し引いたものを表面の所得欄に転記します。

農業所得がある場合に内訳を記入します。

不動産所得がある場合に内訳を記入します。

給与収入から給与所得の計算

給与等の収入の合計金額＝(A) _____円

給与等の収入の 合計金額(A)円	給与所得の金額(円)	
0～650,999	0	
651,000～1,899,999	(A)－650,000	
1,900,000～3,599,999	(A)÷4＝ _____,000円(B) 千円未満切り捨て	(B)×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999		(B)×3.2－440,000
6,600,001～8,500,000	(A)×0.9－1,100,000	
8,500,001～	(A)－1,950,000	

公的年金の収入から雑所得の計算

公的年金の収入の合計金額＝(C) _____円

区 年 分 齢	公的年金等の 収入金額合計(円) (C)	割合 (D)	控除額(円)(E)				公的年金等の 収入金額合計(円) (C)	割合 (D)	控除額(円)(E)		
			公的年金等雑所得以外の 所得にかかる合計所得金額(円)						公的年金等雑所得以外の 所得にかかる合計所得金額(円)		
			1,000万以下	1,000万超 2,000万以下	2,000万超				1,000万以下	1,000万超 2,000万以下	2,000万超
昭和 三十六年一月二日以降に 生まれた方	130万以下		600,000	500,000	400,000	昭和 三十六年一月一日以前に 生まれた方	330万以下		1,100,000	1,000,000	900,000
	130万超～ 410万以下	75%	275,000	175,000	75,000		330万超～ 410万以下	75%	275,000	175,000	75,000
	410万超～ 770万以下	85%	685,000	585,000	485,000		410万超～ 770万以下	85%	685,000	585,000	485,000
	770万超～ 1,000万以下	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000		770万超～ 1,000万以下	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000
	1,000万超		1,955,000	1,855,000	1,755,000		1,000万超		1,955,000	1,855,000	1,755,000

公的年金の所得⑦＝(C)×(D)－(E)＝(ア) _____円 ※1円未満の端数切り捨て

業務及びその他(雑所得)の計算

※ 雑所得(業務)は副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得をいい、

雑所得(その他)は個人年金等の所得をいいます。

業務に係る雑所得⑧(収入－必要経費)＝(イ) _____円

個人年金等に係る雑所得⑨(収入－必要経費)＝(ウ) _____円

雑所得(合計)欄⑩に記入する金額＝(ア)＋(イ)＋(ウ) _____円

所得金額調整控除

給与所得控除、公的年金等控除等の適正化に伴い、所得金額調整控除が創設されました。(令和3年度課税より適用)

①介護・子育て世帯の場合

給与等の収入が850万円を超え、下記の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除

【算式】(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%

(a)特別障害者 (b)23歳未満の扶養親族を有する場合 (c)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

②給与収入と公的年金等の収入の双方がある場合

給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除

【算式】給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除する。

配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者本人の所得が 1,000万円超の場合、控除 の適用はありません。※1		本人の所得(円)		
		900万 以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
配 偶 者 控 除	配偶者の条件	控除額(円)		
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万	26万	13万
	上記以外の方	33万	22万	11万

※1 「同一生計配偶者」として扶養の人数には含まれます。
(非課税限度額の計算や障害者控除の対象となります)

		本人の所得(円)		
		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得(円)	控除額(円)		
	58万超～100万以下	33万	22万	11万
	100万超～105万以下	31万	21万	
	105万超～110万以下	26万	18万	
	110万超～115万以下	21万	14万	7万
	115万超～120万以下	16万	11万	6万
	120万超～125万以下	11万	8万	4万
	125万超～130万以下	6万	4万	2万
	130万超～133万以下	3万	2万	1万
	133万超	0		

生命保険料控除

一 般 の 生 命 保 険 料	新生命 保険	合計 A	円	Aの金額を計算式Ⅰ に当てはめて 計算した金額	(最高28,000円) ①	円	計算式Ⅰ(新生命保険・新個人年金・介護医療)
	旧生命 保険	合計 B	円	Bの金額を計算式Ⅱ に当てはめて 計算した金額	(最高35,000円) ②	円	
	計(①＋②)	(最高28,000円) ③	円	②と③いずれか 大きい金額	イ	円	

介護医療 保険料	合計 C	円	Cの金額を計算式Ⅰ に当てはめて 計算した金額	ロ	(最高28,000円)	円	計算式Ⅱ(旧生命保険・旧個人年金)
-------------	---------	---	-------------------------------	---	-------------	---	-------------------

個 人 年 金 保 険 料	新個人 年金	合計 D	円	Dの金額を計算式Ⅰ に当てはめて 計算した金額	(最高28,000円) ④	円	B,Eの金額 控除額の計算式
	旧個人 年金	合計 E	円	Eの金額を計算式Ⅱ に当てはめて 計算した金額	(最高35,000円) ⑤	円	
	計(④＋⑤)	(最高28,000円) ⑥	円	⑤と⑥いずれか 大きい金額	ハ	円	

地震保険料控除

地震保険料 の金額	合計 A	円	A×1/2	ニ	(最高25,000円)	円
旧長期損害 保険料の金額	合計 B	円	Bの金額を計算式 Ⅲに当てはめて 計算した金額	ホ	(最高10,000円)	円

※ひとつの損害保険契約等が、地震保険料・旧長期損害保険料のいずれにも
該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算します。

寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者・扶養控除・基礎控除

控除の種類			控除額
寡婦控除(離別で子以外を扶養又は死別)			260,000円
ひとり親控除			300,000円
勤労学生控除			260,000円
障害者控除	普通		260,000円
	特別		300,000円
	同居特別		530,000円
扶養控除	特定		450,000円
	老人	同居老親等 ※2	450,000円
		同居老親等 以外	380,000円
	一般(年少、特定、老人以外) ※3		330,000円

※2 同居老親等とは、老人扶養親族が納税義務者又はその配偶者と同居しており、そのいずれかの直系尊属である場合をいいます。

※3 年少とは、平成22年1月2日以降に生まれた方
特定とは、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方
老人とは、昭和31年1月1日以前に生まれた方をいいます。

※4 特定親族とは、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族及び都道府県知事から里親に委託された児童(青色事業専従者、及び白色事業専従者である場合を除く。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

申告書を郵送で提出する場合は、下記までお送りください。
〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所 市民税課 電話番号:083-231-1916

【インターネットを利用して申告書を作成できます】

下関市HPの住民税額シミュレーションをご利用ください。
※下関市HP⇒検索⇒『住民税額シミュレーション』と入力
⇒『市・県民税(個人住民税)の試算と申告書の作成ができます。』を選択
⇒『市・県民税(個人住民税)の試算・申告書の作成コーナー』のリンクを選択

特定親族特別控除

特定親族※4の合計所得金額(円)	控除額
58万超～95万以下	450,000円
95万超～100万以下	410,000円
100万超～105万以下	310,000円
105万超～110万以下	210,000円
110万超～115万以下	110,000円
115万超～120万以下	60,000円
120万超～123万以下	30,000円

基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

【市・県民税の電子申告サービス(eLTAX)を開始します】

「地方税共同機構」が運営する電子申告システム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる市・県民税の申告の電子申告が可能です。詳しくは、eLTAX地方税ポータルシステムのホームページをご確認ください。



個人住民税申告の電子
化特設ページはこちら